



労組周辺動向 No.80

2020年2月7日現在

1. 法・政策

(1) 70歳就業法案を閣議決定：企業に努力義務

政府は、企業に対し従業員が70歳までの就業確保に努めるよう求める高年齢者雇用安定法などの改正案を閣議決定した。少子高齢化が進む中、働く意欲と能力のある高齢者の労働参加を促し、社会保障の支え手拡大を図る。今通常国会で成立すれば2021年4月から施行される。

企業の選択肢として、65歳まで義務化している定年の廃止や延長、雇用継続のほか、起業や社会貢献活動の支援など、自社で雇う以外の対応も容認する。

2. 法違反・闘い

(1) 「時給は300円くらい」 日本語学校に是正勧告…教員はコンビニバイトとかけもち
新宿労働基準監督署が日本語学校大手の「千駄ヶ谷日本語教育研究所附属日本語学校」を運営する株式会社ベスト・コミュニケーションズに対し是正勧告を出したことを受けて、同校の日本語を教える非常勤教員らが記者会見した。

会見した非常勤教員らによれば、同校の非常勤教員には授業1コマあたりの給与が支払われているが、授業時間外の業務が多くサービス残業が強いられているのが実態だという。非常勤教員らは2019年12月に新宿労働基準監督署に申告した。

その後、新宿労基署が臨時検査に入り、就業規則作成の手続き違反や採点や学生対応に対して賃金を支払わなかったことなどが労基法15条に違反するとして、是正勧告を出した。

1コマ(45分)あたりの給料は教員によって異なるが、勤務4年目のある教師は1コマ2,010円。授業時間以外にも、採点や学生の面接、授業準備にも時間は割かれる。授業準備に6時間以上かかる場合もあり、給料に反映されない労働時間を含めると「時給300円くらい」だと言う。

非常勤教員はダブルワークが基本で、コンビニやスーパーのバイトをしている人がほとんど。同校で午前8時半～遅くて午後7時までほぼフルタイムで働く非常勤教員の昨年の年収は約164万円だった。このような環境で、新人非常勤教員の2年未満の離職率も「8割」

と高いそうだ。

(2) 「100時間に達していない」と元教諭の公務災害認められず

小学校の元教諭の男性が脳出血で倒れ後遺症が残ったのは長時間労働が原因だと訴えていた裁判で、熊本地方裁判所は元教諭の訴えを退けた。

元教諭の男性は2011年12月に仕事から帰宅直後に脳出血を起こし、手足のマヒや言語障害などの後遺症が残った。男性は倒れる前の1か月間に、学校内の勤務だけでなく自宅での作業が急増し、公務災害の基準となる月100時間を超す時間外労働があったとして、公務災害の認定を申請したものの、認められなかったことから裁判でその取り消しを求めている。判決で熊本地裁は、「時間外労働はおよそ90時間に及ぶものの脳出血を発症する可能性がある」とされる100時間に達しておらず、過重で長時間労働だったとはいえない」として男性の訴えを棄却した。原告側は控訴する方針。

(3) 「パート差別やめて」と残業代やボーナス求めて集団提訴

残業代の未払いや、正社員と非正規社員とで一時金の支払いについて差別的扱いをしているとして、介護事業会社の従業員23人が、同社に総額3,731万4,256円の支払いなどを求め、静岡地裁沼津支部に提訴した。

夜勤中に休憩が取れなかったり、業務開始時間の30分前に仕事を始めなければならなかったりする労働環境だったが、法定時間外労働（残業時間）として計算されず残業代が支払われていなかった。

また、一時金をパート従業員に一切支払っていないことについて、労働契約法20条（期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止）に反するとして、未払い賞与の支払いを求めている。

(4) 大阪・朝日放送で不当労働行為：阪府労働委員会－「団交拒否は違法」

派遣社員の契約打ち切りを巡る団体交渉を拒否したとして、大阪府労働委員会は大阪市の朝日放送グループホールディングス（HD）の不当労働行為を認定した。「直接雇用を避けるため派遣制度を利用した」として、同社が派遣社員の実質的な使用者だったと認定し、団交拒否に正当な理由はないとした。

同社は「期間満了で派遣契約を終了した次第で、当社への責任は何ら生じない」とコメント。中央労働委員会に再審査を申し立てるとしている。

(5) 「全日本海員組合」の不当労働行為を東京都労働委員会が認定

東京都労働委員会は、「全日本海員組合」が、同組合で働く職員が結成した「全日本海員組合従業員労働組合」に加入している男性2人の雇用契約を打ち切ったことについて、労組法が禁じる不当労働行為だと認定した。雇用主の海員組合は、従業員組合と対立しており、都

労委は「組合員を排除することにより従業員組合の弱体化を企図した、労働組合への支配介入に当たる」とした。

2人は1年契約の再雇用職員として海員組合で働いていたが、2016年から2017年にかけて、65歳になったことを理由に相次いで契約を打ち切られた。ところが、海員組合には65歳を超えても雇われ続けている職員がいることなどから、都労委は2人を排除したい思惑による不利益な取り扱いだと判断した。

3. 情勢・統計

(1) 外国人労働者は過去最多の165万人に－5年間で2倍超

日本で働く外国人は2019年10月末時点で165万8,804人で、1年前より約198,000(13.6%)増え、7年連続で過去最多を更新した。2019年4月にできた在留資格「特定技能」が低迷する一方、低賃金などの課題が指摘される「技能実習」が前年より約75,000人増え、全体の4分の1近くを占めた。

国内の外国人労働者はこのところ、年20万人ペースで増えており、2014年からの5年で2倍超に膨らんだ。

『外国人雇用状況』の届出状況まとめ(令和元年10月末現在)

<https://www.mhlw.go.jp/content/11655000/000590310.pdf>

(2) 2019年の有効求人倍率が10年ぶり低下：製造業に抑制広がる

改善が続いてきた雇用環境の潮目が変わりつつある。求職者1人あたり何件の求人があるかを示す有効求人倍率は、2019年平均が1.60倍と、前年より0.01ポイント減った。年平均が前年を下回ったのは、リーマン・ショック直後の2009年以来10年ぶり。自動車メーカーをはじめとする製造業などで採用抑制の動きが広がっていることが響いた。

景気の先行指標といわれる新規求人数も2019年は前年比マイナス1.8%と、10年ぶりに減った。

自動車メーカーはアメリカや中国など海外での販売がふるわず、国内の期間従業員の求人抑制に動いている。マツダは昨年11月から、本社工場と山口県防府工場で期間従業員の募集をやめた。ホンダも埼玉県寄居工場での募集を昨秋からやめている。

トヨタ自動車との取引工場が集積する愛知県でも、製造業の新規求人数が2019年12月まで12カ月連続で前年同月比マイナスになっている。愛知労働局によると、中国向け部品をつくる企業で期間従業員の求人を絞る動きが目立つという。

「一般職業紹介状況(令和元年12月分及び令和元年分)」は以下(日本語)。

(3) 浜松市も「パートナーシップ宣誓」導入へーLGBTや事実婚カップル対象に

浜松市は、お互いを人生のパートナーとする宣誓書を提出したLGBTなど性的少数者や事実婚のカップルに対し、受領証を交付する「浜松市パートナーシップ宣誓制度」を4月1日から始める。

同性カップルを認める制度は2015年に東京都渋谷区と世田谷区が始め、全国30以上の自治体に広がっているが、静岡県内では初めて。浜松市は、2019年の千葉市のように事実婚のカップルも対象に含めた。

対象は、双方20歳以上で配偶者がなく、市内に少なくとも一方が在住・転入予定のあるカップル。市長あての宣誓書に人生のパートナーであることを職員の面前で自署し、住民票の写しや戸籍抄本などを添えて提出する。

市が交付する受領証に法的効力はないが、携帯電話の家族割引の適用や、一部での生命保険の受取人資格の取得、住宅ローンを2人で組めることが想定される。